

日本感性福祉学会規約

第1章 総則

第1条 本学会は日本感性福祉学会（Japanese Society for Kansei and Well-Being）と称する。

第2条 本学会の本部は「日本国宮城県仙台市青葉区国見1丁目8番1号 東北福祉大学内」に置く。

第2章 目的および事業

第3条 感性福祉とは、人間の感性に根ざして、心身ともに人間がより幸せに健やかに生きることを追求することである。本学会は、感性福祉およびそれに関わる学際的研究、調査、教育、実践ならびにそれらの相互協力を促進し、併せて外国の関連学会・団体との連携を図り、以って世界の感性福祉の推進に資することを目的とする。

第4条 本学会は前条の目的を達成させるために次の事業を行う。

- 1、 感性福祉およびそれに関わる学際領域の研究調査
- 2、 感性福祉の実践および教育
- 3、 会員相互の連携および協力促進
- 4、 総会、学術集会、講演会、講習会、展示会等の開催
- 5、 機関誌その他（電子メディアも含む）の図書の刊行
- 6、 外国の学会・関連団体との連絡および協力
- 7、 その他理事会あるいは総会において適当と認めた事業

第3章 会員

第5条 本学会の会員は次の6種とする。

1. 正会員
2. 準会員
3. 臨時会員
4. 賛助会員
5. 特別会員
6. 名誉会員

第6条 正会員は感性福祉および、その関連学際領域の研究、調査、教育、実践に関与し、またそれに関心を持つ者で、正会員が推薦し、理事会が承認した個人および団体とする。

第7条 準会員は感性福祉および、その関連学際領域に関心を持つ学生・主婦等で、所定の手続きを経て、理事会が承認した者とする。

第8条 学会の主催する集会等での発表者は、共同発表者を含め全員、正会員、準会員、臨時会員のいずれかでなくてはならない。

第9条 正会員の発表の共同発表者になった者は、所定の臨時会費を納め、臨時会員になることができる。

第10条 賛助会員は本学会の趣旨に賛成し、本学会に特別の援助を与える個人および法人で、理事会の推薦した者とする。個人賛助会員は、本学会の集会に出席することができる。法人賛助会員は、当該法人より若干名を本学会の集会に出席させることができる。

第11条 特別会員は、本学会に功績のあった者で、理事会の推薦した者とする。

第12条 名誉会員は、本学会に特別な功績のあった者で、理事会の推薦した者とする。

第13条 正会員および準会員は、所定の会費を納めなければならない。

第14条 本学会の会員として相応しくない行為のあった者は、理事会での決議を経て、除名することができる。

第15条 退会を希望する会員は、その旨を学会事務局に届け出るものとする。なお、一旦納入した年会費等は返還しない。

第16条 2年以上、会費を滞納した者は、退会したものとみなす。

第4章 役員

第17条 本学会は次の役員を置く。

- 1、 会長 1名
- 2、 副会長 若干名
- 3、 常任理事 若干名
- 4、 理事 若干名
- 5、 評議員 若干名
- 6、 監事 若干名

第18条 会長は理事会において選出し、総会の承認を得る。その任期は2年とし、再任を妨げない。

第19条 理事、評議員および監事は、正会員の中から選任する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

第20条 補充のため選任した役員の任期は、前2条の規定にかかわらず前任者の任期の残存期間とする。

第21条 会長は、副会長を指名する。

第22条 会長は本学会を代表する。会長に職務履行上不都合のある場合、会長は副会長にその職務を代行させることができる。副会長の任期は会長と同一とする。

第23条 理事会は会長、副会長、および理事により構成される。理事会は総会の議決事項以外の会務を決定する。理事会は常任理事若干名を互選し、これに通常会務の執行を委任することができる。

第24条 理事会の議決は委任状を含め総員の過半数の出席を必要とし、その過半数で決する。

第25条 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会

第26条 総会は、本学会の最高議決機関であって、会長が招集し毎年1回開催する。理事会が認めるときは、会長はいつでも臨時総会を招集することができる。

第27条 総会の議決は委任状を含め正会員の4分の1以上が出席し、出席会員の過半数によってなされる。

第6章 支部および委員会

第28条 本学会の活動をするために各支部、各種委員会を置くことができる。

第7章 資産および会計

第29条 本学会の資産は会費、賛助金、寄付金およびその他の諸収入によりなる。

第30条 本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第31条 毎年度の予算、決算および財産目録は総会の承認を受けることを要する。

第8章 規約の改廃・施行および本学会の解散

第32条 本規約の改廃は、総会の出席者の過半数を得て行うものとする。

第33条 本規約を施行するために細則を設けることができる。

第34条 本学会の解散は、総会の出席者の3分の2以上の賛成を得て行うものとする。

附則

本規約は、平成16年4月1日から施行する。